

老人福祉法の規定に基づく老人居宅生活支援事業の開始届等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の開始等及び老人福祉施設の設置等の届出又は認可申請に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(老人居宅生活支援事業 事業開始の届出)

第2条 法第14条の規定による届出は、様式第1号によりしなければならない。

(老人居宅生活支援事業 変更の届出)

第3条 法第14条の2の規定による届出は、様式第2号によりしなければならない。

(老人居宅生活支援事業 廃止・休止の届出)

第4条 法第14条の3の規定による届出は、様式第3号によりしなければならない。

(老人福祉施設及び有料老人ホーム 設置の届出)

第5条 法第15条第2項の規定による届出は、様式第4号によりしなければならない。

2 法第15条第3項の規定による養護老人ホームの設置の届出の場合は、様式第4号に付表1を添付しなければならない。

3 法第15条第3項の規定による特別養護老人ホームの設置の届出の場合は、様式第4号に付表2を添付しなければならない。

4 法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置の届出の場合は、様式第4号に付表3を添付しなければならない。

(老人福祉施設及び有料老人ホーム 変更の届出)

第6条 法第15条の2第1項及び第2項の規定による届出は、様式第5号によりしなければならない。

(老人福祉施設及び有料老人ホーム 廃止・休止及び入所定員の減少・増加の届出（認可申請））

第7条 法第16条第1項の規定による廃止又は休止の届出、第2項の規定による廃止又は休止及び入所定員の減少又は増加の届出、第3項の規定による廃止又は休止及び入所定員の減少又は増加の認可の申請及び第29条第2項の規定による変更及び第3項の規定による廃止又は休止の届出は、様式第6号によりしなければならない。

(養護老人ホーム 設置認可の申請)

第8条 法第15条第4項の規定による養護老人ホームの設置の認可の申請は、様式第7号によりしなければならない。

(特別養護老人ホーム 設置認可の申請)

第9条 法第15条第4項の規定による特別養護老人ホームの設置の認可の申請は、様式第8号によりしなければならない。

(書類の経由)

第10条 この要綱により知事に提出する書類は、事業所又は施設の所在地を管轄する保健福

社事務所の長を経由しなければならない。

附則
(適用期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年6月29日から適用する。
- 3 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。